

# 令和7年度から国民健康保険料の料率等が変わります

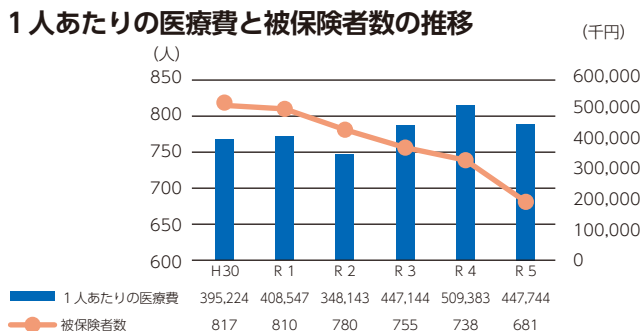
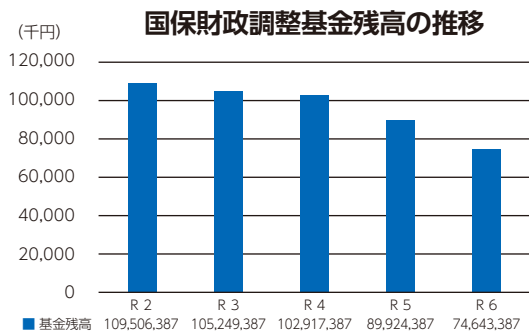
問合せ先▶税務会計課 ☎76-1814

国民健康保険は、病気やけがに備えて、加入者の皆さんが保険料としてお金を出し合って、保険医療費をまかなう助け合いの制度です。

## 国民健康保険事業の現状

加入者の高齢化や、医療の高度化による医療費の増大などにより、国民健康保険事業の財政状況は年々厳しくなっています。

また、加入者の減少により、事業の大きな財源である保険料収入が年々減少しており、現行の保険料率では財源が不足し、令和3年度から4年連続で国保財政調整基金から補てんする状況が続いています。



## 国民健康保険料の引き上げ

下記の①②などの理由で、令和7年度の保険料率を改正します。ご理解とご協力をお願いします。

### ①町の国民健康保険財政状況

東栄町の国民健康保険事業は、令和元年度に保険料率の改正を行って以来、料率を据え置き、国保財政調整基金（貯金）を取り崩し活用することで、県内の市町村と比較して低い国民健康保険料としてきました。

しかしながら、医療の高度化により1人あたりの医療費が年々増加傾向にある他、被保険者の減少により、事業の大きな財源である保険料収入は年々減少しています。

これまで収入不足を補ってきた基金残高も年々減少し、現在の料率のままでは、令和8年度には基金が底をつく状況です。

### ②県内の保険料水準を統一へ

平成30年度の制度改正により、国保は都道府県が財政運営の主体となり、市町村と共同で運営する制度となりました。

愛知県の国保運営指針では、加入者間の公平性を確保するため、令和11年度までに県内全ての市町村国保の赤字解消を図り、県内の全市町村で同じ保険料水準となるよう統一をめざしています。これに伴い、東栄町では、国民健康保険料を、愛知県が示す標準保険料率に徐々に近づけていけるよう改正を行います。

## 国民健康保険料の軽減対象の拡大

前年中の所得が一定以下の世帯は、均等割額と平等割額を軽減しています。今回、負担軽減を図るため、5割軽減と2割軽減の基準を拡大します。7割軽減の基準となる所得は従前のとおりです。

| 軽減割合 | 世帯の合計所得金額（改正前）                        | 世帯の合計所得金額（改正後）                                 |
|------|---------------------------------------|------------------------------------------------|
| 5割軽減 | 43万円＋10万円×（給与所得者等－1）<br>＋29.5千円×被保険者数 | 43万円＋10万円×（給与所得者等－1）<br>＋ <u>30.5千円</u> ×被保険者数 |
| 2割軽減 | 43万円＋10万円×（給与所得者等－1）<br>＋54.5千円×被保険者数 | 43万円＋10万円×（給与所得者等－1）<br>＋ <u>56千円</u> ×被保険者数   |

※該当する世帯は、自動的に軽減されますが、所得の申告等がない加入者が世帯にいる場合は軽減されません。